

令和7年第10回10月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和7年10月3日(金) 午後2時00分から午後2時24分

2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

3. 出席委員数 36人中、34人出席

4. 出席委員名

1. 松橋 正行 3. 高橋 敦樹 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二
17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣
22. 今 輝義 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實
27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽 29. 藤本 正彦 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦
32. 福井二三夫 33. 工藤 宰 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹
計 34人

5. 欠席委員 2. 古坂 光司 34. 横山 治彦 計2人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第55号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第56号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第57号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第58号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 副参事：竹内攻規 次長：村田龍治 主幹：吉村 翔
主査：吉田純也 任用職員：工藤賢聖 計6人

8. 会議の概要

事務局長(中野拓哉)

委員の皆様が揃いましたので、「令和7年第10回(10月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日は、お忙しいところ、総会にご出席いただきましてありがとうございます。

稲刈りの方も大分進み、終わった方もおられるかと思えます。気になるのは米価でございます。今までにはない高値で出荷することができまして、作る方と買う方のズレ、供給と受給のバランスが合っていないのが気になるのではないのでしょうか。

さて、来月11月18日、青森市で県大会が行われます。皆様、参加の程、宜しく

お願い致します。

本日は10月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い致します。まして開会の挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、36名中34名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には6番 杉野森由美子委員、7番 小笠原繁委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第55号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第56号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第57号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第58号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
以上、報告1件、議案4件、計5件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につい

て」を事務局から報告させます。

事務局報告（吉村主幹）

1 ページをお開きください。報告第17号について説明致します。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和7年10月3日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第17号は、1ページの番号122番から6ページの番号129番までの8件です。解約は合わせて田の面積が159,842㎡、畑の面積が4,161㎡となっております。解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第55号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは、7ページをお開きください。議案第55号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年10月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第55号は、番号344番からページの番号362番までの19件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が4件で面積は田が46,273㎡。「一般の売買」の申請が3件で面積は田が18,074㎡、畑が6,102㎡。「贈与」の申請が8件で面積は田が27,578㎡、畑が1,189㎡です。また、「賃貸借」の申請が4件で面積は田が60,319㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから7ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

次に、売買価格について説明します。7ページの344番の田は10a当たり25万円、345番の田は総額460万円、10a当たり19万3千円、8ページの346番の田は10a当たり35万円、347番の田は10a当たり25万円、348番の田は総額575万円、10a当たり31万8千円、9ページの349番の畑は総額25万円、10a当たり5万1千円、350番の畑は総額10万円、10a当たり8万1千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第55号の質疑を終結致します。

これより、議案第55号を採決致します。おはかり致します。議案第55号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第56号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、27番 長谷川秀樹委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（27番 長谷川秀樹委員が退席）

議 長（藤本正彦会長）

それでは、議案第56号について説明を求めます。

事務局説明（吉村主幹）

それでは15ページをお開きください。議案第56号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和7年10月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第56号は、番号917番の1件です。所有権移転の「贈与」の申請で、面積は田が87㎡です。別添の農地法第3条調査書8ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第56号の質疑を終結致します。

これより、議案第56号を採決致します。おはかり致します。議案第56号は、原

案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

27番 長谷川秀樹委員、入室願います。

(27番 長谷川秀樹委員入室し着席)

議 長 (藤本正彦会長)

次に、「議案第57号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明 (吉田主査)

16ページをお開きください。議案第57号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和7年10月3日提出、つがる市農業委員会会長。

番号10番の申請地は、富苑町の畑1筆で面積が17,583㎡です。砂地部分を掘削し、保水を高めるため借受人による1年間の使用貸借権設定の一時転用です。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議 長 (藤本正彦会長)

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。1番 松橋正行委員、報告をお願い致します。

(1番 松橋正行委員報告)

現地確認の報告を致します。本日、午前10時より、「12」番「野宮」委員と私「1」番「松橋」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

16ページの番号10番の申請の場所は、航空自衛隊車力分屯基地より北西に約3.5kmに位置し、周辺は農地や保安林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

議 長 (藤本正彦会長)

報告が終わりました。これより質疑を行います。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ないようですので、議案第57号質疑を終結致します。

これより、議案第57号を採決致します。

議案第57号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に「議案第58号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは17ページをご覧ください。議案第58号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和7年10月3日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第58号の件数については、一括方式の貸借が1件、機構から受け手への貸付が1件の計2件となっております。18ページ、一括方式の貸借ですが、権利者及び対象農地、内容については記載のとおりです。利用権を設定する農用地は、稲垣町穂積の田1筆、面積は5,541㎡です。期間は10年で、賃借料は無償で使用貸借となっております。続いて19ページ、機構から受け手への貸借ですが、権利者及び対象農地、内容については記載のとおりです。利用権を設定する農用地は、下車力町の田7筆、面積は31,542㎡です。期間は9年で、賃借料は無償で使用貸借となっております。受け手の変更のための申請です。受け手の決定理由としましては、2件とも借受希望者のうち、経営地に最も近接です。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により11月中旬頃に認可・公告される予定です。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第58号の質疑を終結致します。

これより、議案第58号を採決致します。

おはかり致します。議案第58号は、原案のとおり要請することにご異議ございま

せんか。

(異議なしの声があり)

議 長 (藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議 長 (藤本正彦会長)

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程(案)について (中野事務局長)

- | | | |
|--------|-------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和7年11月7日(金) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室 |
| 2) 日 時 | 令和7年12月3日(水) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室 |

2. 事務連絡

- 1) 青森県農業委員会大会(工藤会計年度任用職員)
- 2) 農業委員会の法令遵守の実施および今後の対応について(村田次長)
- 3) 農用地のあっせんのお願について(吉田主査)

議 長 (藤本正彦会長)

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

(発言がなし)

議 長 (藤本正彦会長)

以上をもって、「令和7年第10回(10月)つがる市農業委員会総会」を閉会致します。